令和4年第10回

川西市教育委員会(定例会)議案書

川西市教育委員会

自 次

- 報告 第11号 専決報告について(令和4年度一般会計補正予算について)
- 報告 第12号 専決報告について(令和4年度一般会計補正予算について)
- 〇 報告 第13号 専決報告について(工事計画の策定及び執行の申し出について)
- 報告 第14号 専決報告について(川西市教育委員会職員服務規程の一部を 改正する規程の制定について)
- 議案 第14号 教育行政事務評価委員の選任について
- 議案 第15号 川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規 則の制定について

報告第 11 号

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月16日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

記

令和4年度川西市一般会計補正予算(第1回)

専決第 9 号

令和4年度川西市一般会計補正予算について

令和4年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出する につき、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条 第1項の規定により専決した。

令和4年5月27日専決

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

「ひとり親世帯給付金」「その他世帯給付金」は、原則併給できません。ただし、状況により併給できる場合があります。市HPよくある質問(制度比較Q&A)をご覧いただき、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

項目		「。市HPよくある質問(制度比較Q&A)をご覧いただき、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。 帯生活支援特別給付金【児童1人あたり5万円】
- 切口	ひとり親世帯	その他世帯
対象世帯	・「その他世帯給付金」を受けていない <u>低所得の「ひとり親」</u>	・「ひとり親世帯給付金」を受けていない <u>低所得の「ひとり親」</u> ・ <u>低所得の「ひとり親以外の世帯」</u>
支給対象児童	平成16年4月2日~令和5年2月28日までに出生した児童 (特別児童扶養手当対象児の場合は、20歳未満児童)	平成16年4月2日~令和5年2月28日までに出生した児童 (特別児童扶養手当対象児の場合は、20歳未満児童)
支給要件	・下記のいずれかに該当した場合 令和4年4月分の児童扶養手当を令和4年5月11日に受給した方 令和4年6月下旬に手当受給口座に振込予定です。 (申請不要、対象者には振込前に振込日等を通知します。状況により令和4年7月以降に振り込む場合もあります。) 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(申請要) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方(申請要)	・下記のいずれかに該当した場合
申請期限	令和5年2月28日(火)まで については、令和4年8月ごろから申請を受付けます。 決まり次第、市ホームページに掲載します。 (生活が困窮し日常生活が立ちゆかなくなるなど、特別な事情がある場合は、申請時期についてご相談ください。)	令和5年2月28日(火)まで 令和5年2月末に出生した新生児については、令和5年3月15日(水)まで受付 については、令和4年8月ごろから申請を受付けます。 決まり次第、市ホームページに掲載します。 (生活が困窮し日常生活が立ちゆかなくなるなど、特別な事情がある場合は、申請時期についてご相談ください。)
制度詳細、申請、お問い合わせ先	電話、窓口は混み合うことがございます。	7時) anishi.lg.jp(給付金専用電話番号・メールアドレスは、R5.3.31まで) 、できる限りメールでお問い合わせください。

報告第11号資料 令和4年度川西市一般会計補正予算(第1回)

【歳 入】

(款) 16 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金 (単位:千円)

目	節		説明	
02民生費国庫補助金	04児童福祉費補助金	55	子育て世帯生活支援特別給付金事業費	
			補助金(こども支援課)	175,000追加
		56	子育て世帯生活支援特別給付金事務費	
			補助金(こども支援課)	31,928追加

【歳 出】

(款) 03 民生費

(項) 03 児童福祉費

(目) 01 児童福祉推進費

(単位:千円)

(円) * ・ 70至旧正7						(112 - 113)
事業別区分			支出内訳		財	源
		03	職員手当等(職員課)	2,024追加	国庫支出金	206,928追加
		01	報酬	5,848追加		
		03	職員手当等	1,124追加		
15子育て世帯生活		80	旅費	488追加		
支援特別給付金事業 (こども支援課)	206,928追加	10	需用費	338追加		
		11	役務費	2,714追加		
		12	委託料	17,192追加		
		13	使用料及び賃借料	2,200追加		
		18	負担金、補助及び交付金	175,000追加		

報告第 12 号

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月16日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

記

令和4年度川西市一般会計補正予算(第2回)

専決第 10 号

令和4年度川西市一般会計補正予算について

令和4年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出する につき、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条 第1項の規定により専決した。

令和4年6月2日専決

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

報告第12号資料 令和 4 年度川西市一般会計補正予算 (第 2 回) 教育関連抜粋

【歳出】

(款) 03 民生費

(項) 03 児童福祉費

(目) 01 児童福祉推進費

(単位:千円)

事業別区分			支出内訳	財	源内訳
03子育て世代包括支援事業	559追加	17備品購入費	559追加	国県支出金	559追加
(こども支援課)					
17障害児支援事業	2,295追加	17備品購入費	2,295追加	国県支出金	2,295追加
(こども支援課)					

(款)10 教育費

(項)01 教育振興費

(目)03 学校教育推進費

事業別区分			支出内訳		財	源内訳
04学校教育支援事業	6,000追加	18負担金、	補助及び交付	6,000追加	国県支出金	6,000追加
(教育保育課)		金				

(款)10 教育費

(項)06 施設費

(目)01 施設費

事業別区分			支出内訳		財源内訳
02小学校施設維持管理事業	137,000追加	12委託料	5,000追加	地方債	137,000追加
(施設マネジメント課)					
		14工事請負費	132,000追加		

報告第 13 号

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月16日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

記

工事計画の策定及び執行の申し出について

専決第 11 号

工事計画の策定及び執行の申し出について

下記の工事計画の策定及び執行の申し出について、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条第1項の規定により専決した。

令和4年6月2日専決

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

記

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事について(資料1)

工事計画の策定及び執行の申し出内訳書(資料1)

1. 工事名称

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事

2. 工事場所

川西市加茂3丁目地内(加茂小学校)

3. 工事概要

・敷地面積:17,758m²

・建物構造:鉄筋コンクリート造 地上4階建て

・延床面積:4,315 m²

A. 建築丁事

屋上防水、外壁、建具、内装(床・壁・天井) 便所(乾式化)

B . 電気設備工事

受変電設備、電灯設備、放送設備、自動火災報知設備

C. 機械設備工事

空気調和設備、衛生器具設備(受水槽・高架水槽含む) 給排水設備 換気設備、消火設備

4.契約金額

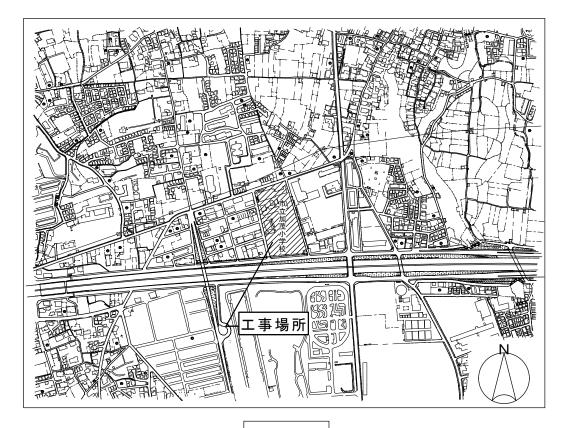
542,300,000円

5.契約の相手方

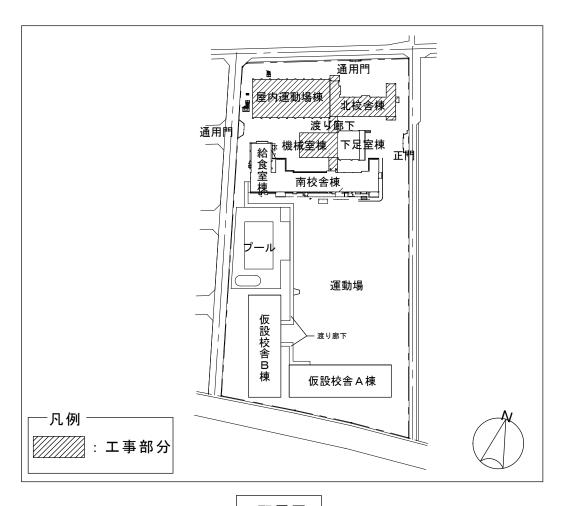
大阪市中央区瓦町2丁目5番8号 瓦町スクエアビル8階 株式会社ケイテック 代表取締役 川﨑 勉

6. 工期

契約締結の日から令和5年2月28日まで



位置図



配置図

工事概要

·敷地面積:17,758㎡

・建物構造:鉄筋コンクリート造 4階建

·延床面積: 4, 315 m²

建築工事

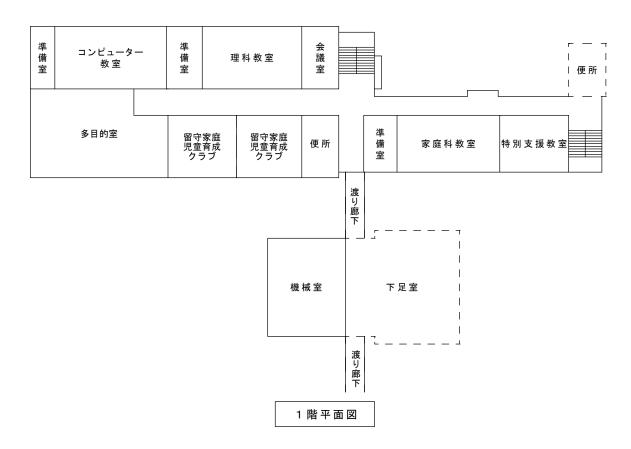
- 屋上防水工事
- 外壁工事
- 建具工事
- ・内装工事(床・壁・天井)
- · 便所工事(乾式化)等

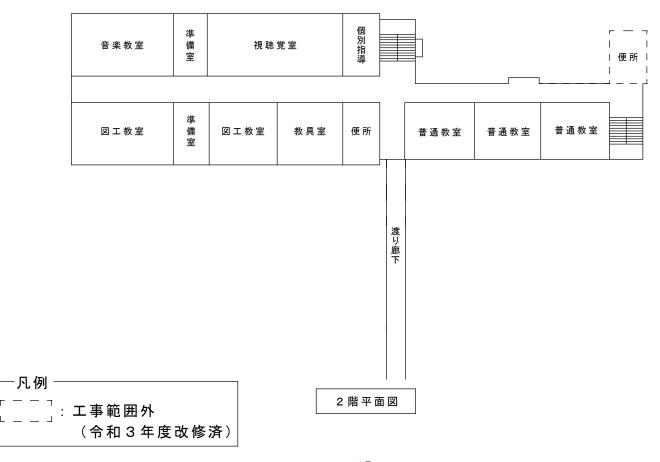
電気設備工事

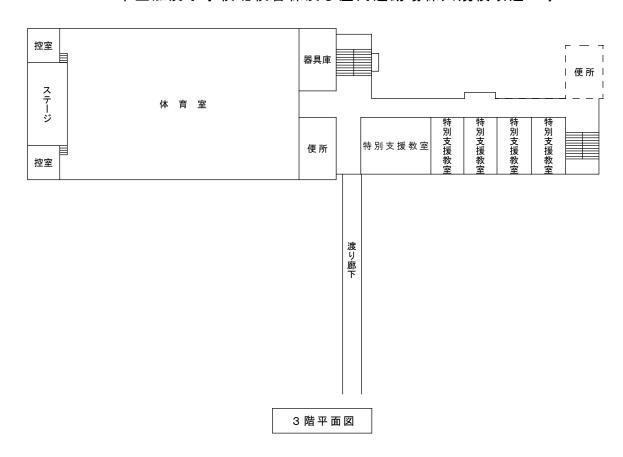
- 受変電設備工事
- 電灯設備工事
- 放送設備工事
- 自動火災報知設備工事 等

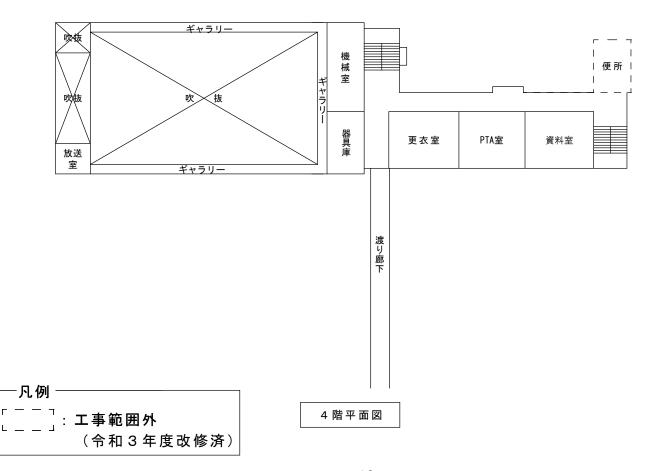
機械設備工事

- 空気調和設備工事
- ・衛生器具設備工事(受水槽・高架水槽含む)
- 給排水設備工事
- 換気設備工事
- ·消火設備工事 等









報告第 14 号

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月16日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

記

川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程の制定

専決第 12 号

川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定するについて、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条第1項の規定により専決した。

令和4年5月31日専決

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

川西市教育委員会規程第

号

川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程

川西市教育委員会職員服務規程(昭和32年川西市教育委員会規程第8号)の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

川西市教育委員会職員服務規程(昭和32年川西市教育委員会規程第8号)新旧	対照表
現行	改正後(案)
(略)	(略)
(川西市教育委員会職員証の携帯)	<u>(削除)</u>
第16条 職員は職務の執行にあたつては、常に川西市教育委員会職員証	
<u>を携帯しなければならない。</u>	
(事務引継)	(事務引継)
第17条 休職、退職、転任等の場合は、速やかにその担任事務の処理て	第16条 休職、退職、転任等の場合は、速やかにその担任事務の処理て
ん末を記載した事務引継書を作成し、後任者に引き継がなければなら	ん末を記載した事務引継書を作成し、後任者に引き継がなければなら
ない。	ない。
2 事務引継を終えたときは、前任者及び後任者が連署して届出でなけれ	2 事務引継を終えたときは、前任者及び後任者が連署して届出でなけれ
ばならない。	ばならない。
(文書等の公開)	(文書等の公開)
第18条 文書等は、上司の許可を得ないで、他人に示し又は謄写させて	第 <u>17</u> 条 文書等は、上司の許可を得ないで、他人に示し又は謄写させて
はならない。	はならない。
(退庁時の文書の保管)	(退庁時の文書の保管)
第19条 職員は、退庁しようとするときは、その管掌する文書その他の	第18条 職員は、退庁しようとするときは、その管掌する文書その他の
物品を整理し、所定の場所に収置し散逸させてはならない。	物品を整理し、所定の場所に収置し散逸させてはならない。
(非常の際の服務)	(非常の際の服務)
第20条 職員は、退庁後において、勤務地又はその近傍に火災その他非	第19条 職員は、退庁後において、勤務地又はその近傍に火災その他非
常の災害のあることを知つたときは、直ちに登庁し上司の指揮を受け	常の災害のあることを知つたときは、直ちに登庁し上司の指揮を受け

なければならない。

(学校等勤務の者の服務)

第21条 学校、幼稚園及び認定こども園に勤務する市職員の服務は、県 費負担教職員に準拠する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

なければならない。

(学校等勤務の者の服務)

第<u>20</u>条 学校、幼稚園及び認定こども園に勤務する市職員の服務は、県 費負担教職員に準拠する。

(その他)

第<u>21</u>条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

議案第 14 号

教育行政事務評価委員の選任について

別紙の者を教育行政事務評価委員に選任するについて、川西市教育委員会事務処理規則 (昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年6月16日

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第2項の規定により、教育行政事務評価委員を新たに選任する必要があるので本案を提出する。

別紙

教育行政事務評価委員として選任する者

令和4年6月16日現在

	п.	47	居住	選出	役職等			
		名	区分	区分				
1	押田	貴久	市外	教育関係	H11.4~H17.3 埼玉県比企郡玉川村(現ときがわ町)役場 H17.4~H23.3 東京大学大学院教育学研究科博士課程(単 位取得退学) H20.4~H24.3 東京女学館大学非常勤講師 H24.4~H28.6 宮崎大学大学院教育学研究科准教授 H28.7~ 兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授	2期目		
2	安達	友基子	市外		H15.3 京都大学法学部卒業 H18.10 弁護士登録 H18.10~H22.5 梅田総合法律事務所 H22.6~ ルート法律事務所 H28.12~ 吹田市教育委員(現教育長職務代理者) R1.9~ 東大阪市社会教育委員 R3.8~ 本市法律相談契約弁護士	1期目		

議案第 15 号

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川西市学校給食費の徴収等に関する規則(令和3年川西市規則第57号)の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第5号の規定により議決を求める。

令和4年6月16日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

提案理由

学校給食の保護者負担額の変更等に伴い、規則の一部を改正する必要があるので本案を 提出する。

川西市規則第号

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

川西市学校給食費の徴収等に関する規則(令和3年川西市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「という。)」の次に「及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給 食に関する法律(昭和32年法律第118号)」を加える。

第2条第1号中「第3条第1項」の次に「及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第2条」を加え、同条第6号中「(昭和32年法律第118号)」を削る。

第5条第1項中「別表左欄」の次に「に掲げる種別ごとに同表中欄」を加える。 付則に次の1項を加える。

(令和4年度分の中学校給食に係る学校給食費の特例)

4 川西市立中学校において実施する学校給食に係る令和4年度分の学校給食費の年額については、第5条第1項本文の規定にかかわらず、別表中学校の部牛乳のみの給食の項に定める1食当たりの学校給食費の額に30(第6条各号の規定により標準実施回数から控除すべき回数があるときは、30から当該回数を控除した数)を乗じて得た額に、同表左欄に掲げる種別ごとに同表中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める1食当たりの学校給食費の額に115(第6条各号の規定により標準実施回数から控除すべき回数があるときは、115から当該回数を控除した数)を乗じて得た額を合計した額とする。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

種別	区分	1 食当たりの学校給食費
小学校及び特別	主食、副食及び牛乳	250円。ただし、臨時喫食者に
支援学校		あっては、270円
	牛乳飲用停止給食	192円
	副食停止給食	90円

	牛乳のみの給食	60円
	米飯のみの給食	3 3 円
中学校	主食、副食及び牛乳	290円。ただし、臨時喫食者に
		あっては、310円
	牛乳飲用停止給食	2 3 0 円
	副食停止給食	9 3 円
	牛乳のみの給食	60円
	米飯のみの給食	3 3 円

付 則 この規則は、公布の日から施行する。

川西市学校給食費の徴収等に関する規則(令和3年川西市規則第57号)	新旧対照表
現行	改正後(案)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」と	第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」とい
いう。)の規定に基づき、川西市立学校において実施する学校給食に	う。) <u>及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する</u>
係る学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>法律(昭和32年法律第118号)</u> の規定に基づき、川西市立学校において実
	施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定める
	ものとする。
(定義)	(定義)
第2条	第2条
(1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。	(1) 学校給食 法第3条第1項 <u>及び特別支援学校の幼稚部及び高等部に</u>
	<u>おける学校給食に関する法律第2条</u> に規定する学校給食をいう。
(6) 学校給食費 法律第11条第2項及び特別支援学校の幼稚部及び高	(6) 学校給食費 法律第11条第2項及び特別支援学校の幼稚部及び高
等部における学校給食に関する法律 <u>(昭和32年法律第118号)</u> 第5条第	等部における学校給食に関する法律第5条第2項の規定により保護者
2項の規定により保護者が負担すべき学校給食に要する経費をいう。	が負担すべき学校給食に要する経費をいう。
(学校給食費の額)	(学校給食費の額)
第5条 学校給食費の年額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ	第5条 学校給食費の年額は、別表左欄に掲げる種別ごとに、同表中欄に
同表右欄に定める1食当たりの学校給食費の額に、川西市立学校にお	掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める1食当たりの学校給食費
ける学校給食の標準実施回数(以下「標準実施回数」という。)を乗じ	の額に、川西市立学校における学校給食の標準実施回数(以下「標準実
て得た額とする。ただし、臨時喫食者にあっては、実際に喫食した回	施回数」という。)を乗じて得た額とする。ただし、臨時喫食者にあっ
数を標準実施回数とみなす。	ては、実際に喫食した回数を標準実施回数とみなす。
(1, 5)	(1. 5)
付 則	付則
1~3(略)	1~3(略)
(追加)	(令和4年度分の中学校給食に係る学校給食費の特例)

別表(第5条関係)

区分	1 食当たりの学校給食費
主食、副食及び牛乳	250円。ただし、臨時喫食者
	にあっては、270円
牛乳飲用停止給食	192円
副食停止給食	90円
牛乳のみの給食	60円
米飯のみの給食	3 3 円

4 川西市立中学校において実施する学校給食に係る令和 4 年度分の学校給食費の年額については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、別表中学校の部牛乳のみの給食の項に定める 1 食当たりの学校給食費の額に 30(第 6 条各号の規定により標準実施回数から控除すべき回数があるときは、30 から当該回数を控除した数)を乗じて得た額に、同表同部中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表同部右欄に定める 1 食当たりの学校給食費の額に 115 (第 6 条各号の規定により標準実施回数から控除すべき回数があるときは、115 から当該回数を控除した数)を乗じて得た額を合計した額とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

種別	区分	1 食当たりの学校給食費
小学校及び特	主食、副食及び牛乳	250円。ただし、臨時喫
別支援学校		食者にあっては、270
		円
	牛乳飲用停止給食	192円
	副食停止給食	90円
	牛乳のみの給食	60円
	米飯のみの給食	3 3 円
中学校	主食、副食及び牛乳	290円。ただし、臨時喫
		食者にあっては、310
		<u>円</u>
	牛乳飲用停止給食	230円
	副食停止給食	9 3 円
	牛乳のみの給食	60円
	米飯のみの給食	33円
	副食停止給食 牛乳のみの給食	<u>230円</u> <u>93円</u> <u>60円</u>